

2025年度

高圧ガス販売事業所及びユーザー事業所向け

高圧ガス関係事業所保安研修会

開催のご案内

大東市内 某所 放置容器回収現場

主催：大阪高圧ガス熔材協同組合
後援：大阪府

◆ 高圧ガス関係事業所 保安研修会 ◆

(2025 年度／主催：大阪高圧ガス熔材協同組合・後援：大阪府)

主催者ご挨拶

平素より高圧ガスの保安にご協力いただき、誠にありがとうございます。

近年、老朽化やヒューマンエラーによる事故リスクが増加しており、事業や地域に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

こうした課題に対応するため、本研修会を開催いたします。

高圧ガスを「つくる人・売る人・使う人」が集い、安全と安心を共に考える場です。初めての方にも安心して参加いただけるよう、研修会の雰囲気を紹介する **ポッドキャスト** もご用意しました。この機会に関心を広げ、ぜひご参加いただき、共に **自主保安** を実現できれば幸いです。

開催概要

日時：令和8年2月18日（水）

14:00～16:45

会場：エルおおさか(大阪府立労働センター)

南館5階 南ホール

受講料：無料

テキスト代：一冊2千円（税込）※会場にて

プログラム（予定）

1. 消防による立入検査事例と所有者不明高圧ガス容器への対応

講師：茨木市消防本部 危険物保安係 消防司令補 北浦 貴士 様

2. 事業所における自主保安活動について

講師：大陽日酸株式会社 関西支社 技術部 専門部長 片岡 稔治 様

3. 質疑応答（現場での疑問や不安を直接質問できます）

研修紹介ポッドキャスト（音声案内）

※本ポッドキャストは、資料を元に AI が
しています。一部、読み間違い音声化
や音声の乱れがある場合が
あります。ご了承ください。



ご参加のメリット

- ✓ 高圧ガスの**最新情報**や事例を学べます
- ✓ 「**保安教育受講証**」を発行(社内教育や行政対応に活用可能)
- ✓ テキストを利用して**社内教育の教材**にできます
- ✓ **ポッドキャスト**で事前に雰囲気を知れるので初参加でも安心！

アクセス

■大阪メトロ谷町線、京阪電鉄「天満橋」駅より西へ300m

〒540-0031 大阪府中央区北浜3-14

TEL 06-6942-0001

会場

■エルおおさか(大阪府立労働センター)南館5階

お申込み方法

受講申込書にご記入のうえ、**開催日の7日前までにFAXにてお申し込みください。** FAX：06-6535-3303

ご協力をお願い

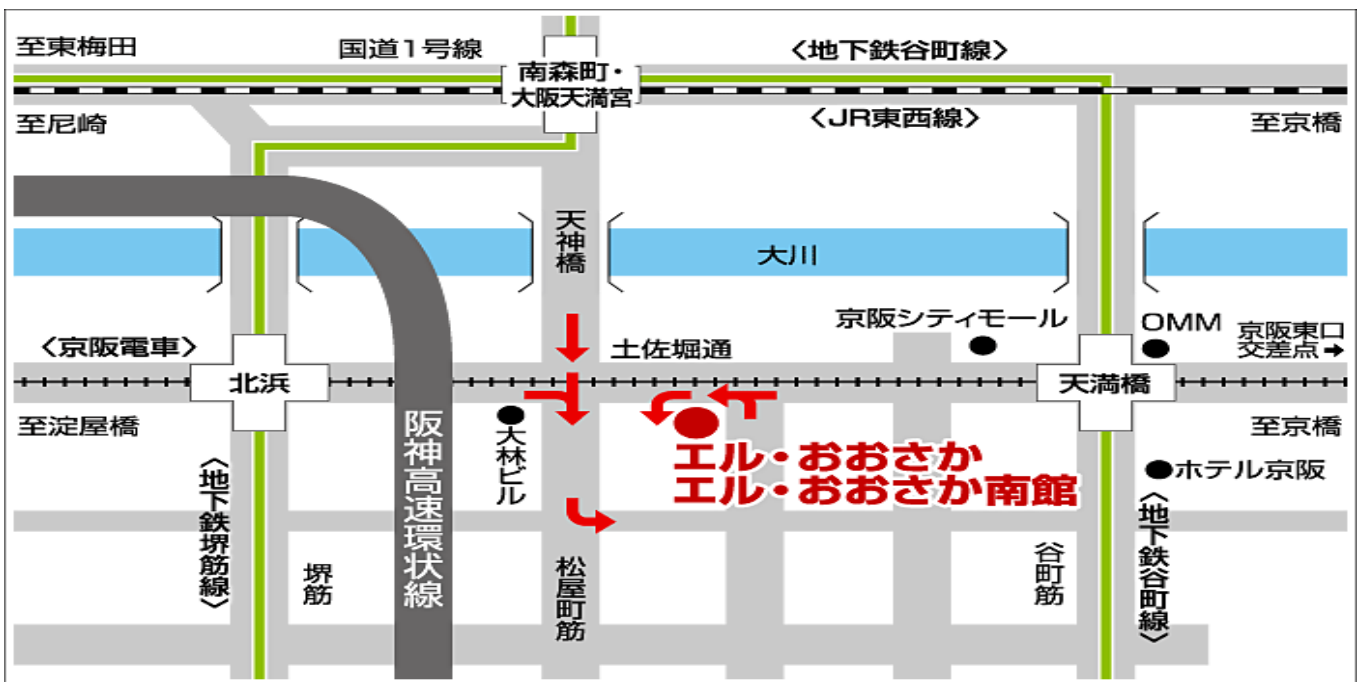
- 会場周辺の駐車場は限られております。公共交通機関をご利用ください。
- 当日は、会場受付にてテキストの販売（一冊2,000円／税込）を行います。

できるだけおつりがないうご準備をお願いします。

高圧ガス関係保安研修会受講申込書

開催会場	第2回 エルおおさか 令和8年2月18日(水) 14:00~16:45		
事業所名	会社名:		
	住所:		
	電話番号:	FAX 番号:	
受講者氏名			
組合販売店名			

エル・おおさか(大阪府立労働センター)所在地図



・Osaka Metro 谷町線・京阪電鉄「天満橋駅」より西へ300m

お問い合わせ先

大阪高圧ガス溶材協同組合 事務局 〒550-0013 大阪市西区新町1丁目14番37号 フジビル6階

TEL : 06-6535-3301 FAX : 06-6535-3303 E-mail : kumiai@oky.or.jp

**高圧ガス関係事業所保安研修会を是非
社内の高圧ガス保安教育にご活用下さい！！**

昨今、高圧ガス設備の老朽化やヒューマンエラーによる高圧ガスの事故が増加致しております。

高圧ガスの事故を起こしてしまうと…。

- * 従業員のケガの補償や、休業の間の人手不足、離職による人財離れ。
- * 建物や設備の損害。また、近隣住民などからの風評被害。
- * 事故の原因にガス使用上の不備があれば、行政処分により操業停止。
- * 監督官庁への報告作業や書類作成・手続きに労力を取られる。

などなど、色々な重大リスクが発生致します。

高圧ガスの事故を防止する為には、“高圧ガスを使用する方の正しい高圧ガスの知識の習得が必要”です。その為には、

高圧ガス関係事業所保安研修会への参加が有効です！！

高圧ガスを使用する方全員の参加が理想ですが、各事業所の代表者に参加して頂き、後日テキストを利用して社内の高圧ガス保安教育などを実施して頂くと幸いです。

(当日お配りする「高圧ガス保安教育受講票」に「社内保安教育実施記録」欄が付いておりますので、社内の保安教育を行った後、実施記録欄に必要事項を記入し保管の上、行政機関などの立ち入り検査時には、事業所の保安教育の実施状況として、ご提示ください。)

平成28年12月に大阪府により「大阪府高圧ガス容器管理ガイドライン」が策定され、行政機関などが各高圧ガス消費事業者への立ち入り検査を行う際には、放置・紛失容器撲滅の為、「高圧ガス容器の管理」、「高圧ガス容器の長期停滞の有無」、高圧ガスの事故防止の為「各事業所における社内保安教育の実施と記録」が重要視されています。